

第82回国民スポーツ大会 軽井沢町実行委員会

設立総会・第1回総会

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県 PR キャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和8年6月30日（火）15時から

軽井沢町中央公民館 大講堂

目 次

◇第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会 設立総会

資料 P. 2 ～ P. 2 1

◇第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会 第 1 回総会

資料 P. 2 2 ～ P. 2 8

設立総会

第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会設立総会 次第

日時：令和8年6月30日（火）15時から

場所：軽井沢町中央公民館大講堂

1 開 会

2 町長あいさつ

3 説明事項

- (1) 第82回国民スポーツ大会の概要について・・・・・・・・・・ 3
- (2) 第82回国民スポーツ大会軽井沢町開催予定競技について・・・・・・ 5
- (3) これまでの準備経過と大会開催に向けたスケジュールについて・・・・・・ 9

4 仮議長選出

5 議 事

- 第1号議案 第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会
設立趣意書（案）について・・・・・・・・・・ 11
- 第2号議案 第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会会則（案）
について・・・・・・・・・・ 12
- 第3号議案 第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会名簿（案）
及び役員・委員等の委嘱について・・・・・・・・・・ 17

6 そ の 他

7 閉 会

第82回国民スポーツ大会の概要

1 大会概要

本大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

大会は、「正式競技」をはじめ、「公開競技」「デモンストレーションスポーツ」「特別競技」が開催されます。

令和5年1月の改正スポーツ基本法の施行に伴い、令和6年度の第78回佐賀大会以降これまでの「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に名称が変更され、略称も「国体」から「国スポ（こくすぽ）」となりました。

2 主 催

本大会の主催者は、公益社団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとします。

3 軽井沢町開催競技及び会期

①冬季大会

- ・アイスホッケー

令和10年(2028年)1月26日(水)から30日(日)までの5日間

②本大会

期間：令和10年(2028年)10月1日(日)から11日(水)までの11日間

- ・バウンドテニス【公開競技】：令和10年9月9日(土)・10日(日)
- ・ゴルフ：令和10年10月5日(木)・6日(金)

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

- 開 催 年 令和10年(2028年)
- 愛 称 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」
- スローガン 「行こう。それぞれの頂へ。」
- マスコット アルクマ

5 実施予定競技【令和8年6月時点】

【冬季大会：3競技】

スキー	スケート	アイスホッケー
-----	------	---------

【本大会正式競技：37競技】

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	フェンシング	柔道
ソフトボール	バトミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	クレー射撃
なぎなた	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

【公開競技：8競技】

バウンドテニス	エアロビクス	スポーツチャンバラ
ダンススポーツ	綱引	ゲートボール
武術太極拳	パワーリフティング	

【デモンストレーションスポーツ：24競技】

【特別競技：1競技】

6 軽井沢町開催競技

【冬季大会】

区 分	競 技	種 別	開催予定会場
正式競技	アイスホッケー	成年男子 (少年男子:岡谷市)	軽井沢風越公園 アイスアリーナ

※岡谷市と2会場開催

【本大会】

区 分	競 技	種 別	開催予定会場
正式競技	ゴルフ	成年男子 少年男子 女子	軽井沢 72 ゴルフ
公開競技	バウンドテニス	全種別	軽井沢風越公園 総合体育館

信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

正式 国スポ 正式競技(本大会)
公開 国スポ 公開競技

冬季 国スポ 正式競技(冬季大会)
特別 国スポ 特別競技

(2026年4月時点)



信州やまなみ全障スポ 競技会場地市町村

正式 全障スポ 正式競技(本大会) オープン オープン競技

(2026年4月時点)

長野市

正式 水泳
正式 ボウリング
正式 バスケットボール
正式 車いすバスケットボール
オープン ブラインドサッカー
オープン パラアイスホッケー



飯山市

オープン フロアバレーボール



大町市

正式 バレーボール(精神)

安曇野市

正式 バレーボール(身体)

松本市

正式 陸上競技
正式 バレーボール(知的)
正式 サッカー
オープン 電動車椅子サッカー

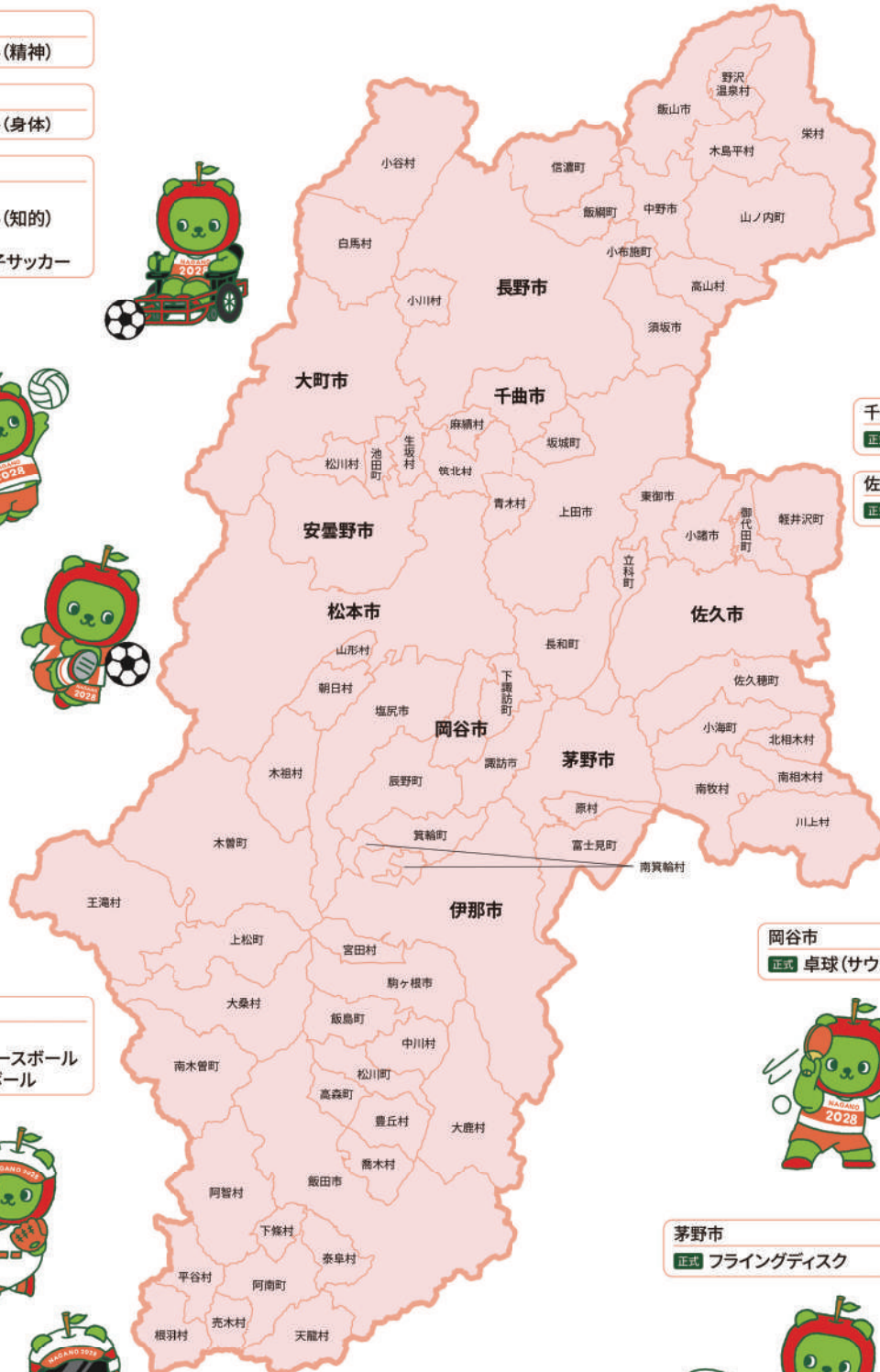


千曲市

正式 ボッチャ

佐久市

正式 アーチェリー



伊那市

正式 ソフトボール
正式 ブラインドベースボール
正式 フットソフトボール



岡谷市

正式 卓球(サウンドテーブルテニスを含む)



茅野市

正式 フライングディスク



信州やまなみ国スポ 競技会場地市町村

デモ デモンストレーションスポーツ

(2026年4月時点)

小谷村

デモ フーバ

白馬村

デモ バイアスロン
デモ ヒップホップダンス

筑北村

デモ 日本拳法

池田町

デモ マレットゴルフ

飯綱町

デモ 飯綱町スポーツレクリエーション

小布施町

デモ ボルダリング

長野市

デモ 木ゾリ
デモ フロアホッケー



安曇野市

デモ テコンドー
デモ ハンググライダー・パラグライダー

山形村

デモ ニュースポーツイベント



塩尻市

デモ スポーツウエルネス吹矢
デモ アーバンスポーツ

箕輪町

デモ スマートフェンシング

松川町

デモ 森林セラピー



高森町

デモ たかもりのMIZBEで体験!
水上スポーツ!



御代田町

デモ カーリング

佐久市

デモ 少林寺拳法



佐久市

デモ 少林寺拳法

富士見町

デモ ボッチャ

伊那市

デモ 駅伝

宮田村

デモ スポーツフェスティバル

飯島町

デモ 囲碁ボール



阿智村

デモ チャレンジフェスティバル
～小中学生のためのスポーツ体験交流会～

第 8 2 回国民スポーツ大会
開催決定及び軽井沢町実行委員会発足までの経過

年	月	競技名	経過内容
令和元年	6 月	ゴルフ	第 8 2 回国民体育大会開催に係る競技開催候補地の内諾
	9 月	アイスホッケー	長野県準備委員会に、第 8 2 回国民体育大会冬季大会開催希望調査を提出
令和 2 年	4 月	ゴルフ	第 8 2 回国民体育大会競技会場市町村第 3 次選定で競技会場地市町村として内定
	9 月	アイスホッケー	第 8 2 回国民体育大会冬季大会競技開催候補地の内諾
	1 1 月	アイスホッケー	第 8 2 回国民体育大会競技会場市町村第 4 次選定で競技会場地市町村として内定
令和 5 年	1 月	バウンドテニス	長野県準備委員会事務局長より、本町での第 8 2 回国民スポーツ大会公開競技開催検討の依頼
	4 月	バウンドテニス	長野県準備委員会事務局長宛に、公開競技会場地市町村選定に係る内諾書を提出
	6 月	バウンドテニス	第 8 2 回国民スポーツ大会公開競技会場地市町村第 1 次選定で公開競技会場地市町村として内定
令和 7 年	8 月	アイスホッケー ゴルフ バウンドテニス	(公財) 日本スポーツ協会において、第 8 2 回国民スポーツ大会の長野県開催及び冬季大会・本大会の競技会場地に決定
令和 8 年	6 月		第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会設立総会・第 1 回総会を開催

第82回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要目的	軽井沢町準備組織	軽井沢町
令和7年度 2025年 【3年前】 滋賀県	信州やまなみ国スポ 開催決定・会期決定 冬季大会：令和10年 (2028年)1月26日(水) ～2月19日(土) 本大会：令和10年 (2028年)10月1日(日) ～11日(水)		観光経済課スポーツ推進 係で事務担当
令和8年度 2026年 【2年前】 青森県		実行委員会設立総会 及び第1回総会 6月30日(火) 予定 ○総会[年2回予定] ○常任委員会 ○各専門部会 [随時開催]	観光経済課スポーツ推進 係内に大会準備室設置
国民スポーツ大会リハーサル大会 開催 (町：共催) 第47回北信越国スポゴルフ競技会 (少年男子：あおもり国スポブロック予選会) 会期：令和8年(2026年)7月13日(月)・14日(火) 会場：軽井沢72ゴルフ押立コース			
令和9年度 2027年 【1年前】 宮崎県			大会実施本部設置 令和9年(2027年)11月頃
冬季国スポアイスホッケー競技会 開催 会期：令和10年(2028年)1月26日(水)～30日(日) 会場：風越公園アイスアリーナ			
令和10年度 2028年 【開催年】 長野県	第82回国民スポーツ大会 開催 バウンドテニス【公開競技】(全種別) 会期：令和10年(2028年)9月9日(土)・10日(日) 会場：風越総合体育館 ゴルフ【正式競技】(成年男子・少年男子・女子) 会期：令和10年(2028年)10月5日(木)・6日(金) 会場：軽井沢72ゴルフ 入山・押立・北コース		
		大会終了後実行委員会解散	

第1号議案

第82回国民スポーツ大会 軽井沢町実行委員会 設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

長野県においては、昭和53年（1978年）に「日本の屋根に手をつなぐ」をスローガンに第33回「やまびこ国体」が開催されました。軽井沢町では、冬季大会のアイスホッケー競技会と本大会では、ライフル射撃競技会の会場地として、全国のアスリートによる熱戦が繰り広げられ、町民のスポーツへの関心を高めるとともに本町のスポーツ振興に大きく貢献し、その後の長野オリンピックや国際大会等の原動力にもなりました。

このような中、50年ぶりとなる令和10年（2028年）に第82回国民スポーツ大会が長野県、そして本町で開催されることは、スポーツ振興による「豊かな自然と共存する 人と自然と文化で築く環境先進都市 軽井沢」を全国に向けて発信する重要な機会となります。

このような意義のある大会を成功に導くために、町民、各種関係団体及び行政などからなる「第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会」を設立し、本町の総力を結集して所期の目標を達成しようとするものです。

令和8年6月30日

第2号議案

第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第82回国民スポーツ大会において、軽井沢町（以下「町」という。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の開催準備及び円滑な運営を図るために、必要な事務及び事業を行うものとする。

（所掌事務等）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- （1） 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- （2） 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- （3） 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- （4） 関係競技団体及び関係機関、その他関係団体との連絡調整に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充て、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 町スポーツ団体、関係競技団体、関係機関及び関係団体の代表者又は役職者
- （2） 町議会
- （3） 町職員
- （4） 前各号に掲げる者のほか、大会運営に関係のある者

（役員）

第5条 本会に、会長のほか、次の役員を置く。

- （1） 副会長 若干名
- （2） 常任委員 若干名
- （3） 監事 2名

2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順により、その職務を代理する。

3 常任委員は、本会運営のため必要な事項を審議する。

4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散するときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第8条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、本会の重要な事項について参与する。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他重要な事項に関すること。

4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会の委員長は会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。

4 常任委員会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

5 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の企画、運営及び広報活動に関すること。

(2) 競技会場及び競技の企画、運営に関すること。

(3) 輸送、交通及び警備に関すること。

(4) 宿泊及び医事衛生に関すること。

- (5) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事。
- (6) その他、会務に必要な事項及び会長が必要と認める事項に関する事。

6 前条第4項の規定は、常任委員会について準用する。

第4章 会長の専決処分

(専決処分)

第12条 会長は、総会又は常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第14条 本会の経費は、委託料、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 本会の収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の了承を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 補則

(解散)

第17条 本会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散する。

(残余財産の帰属)

第18条 本会が解散した場合において、その残余財産は、町に帰属するものとする。

(解散後における事務の処理)

第19条 解散後における本会に関する問い合わせその他の事務については、観光経済課において処理する。

2 本会解散後の文書等については、観光経済課へ引き継ぎ、以後、観光経済課において軽井沢町文書規程(平成14年12月20日訓令第8号)により管理する。

(委任)

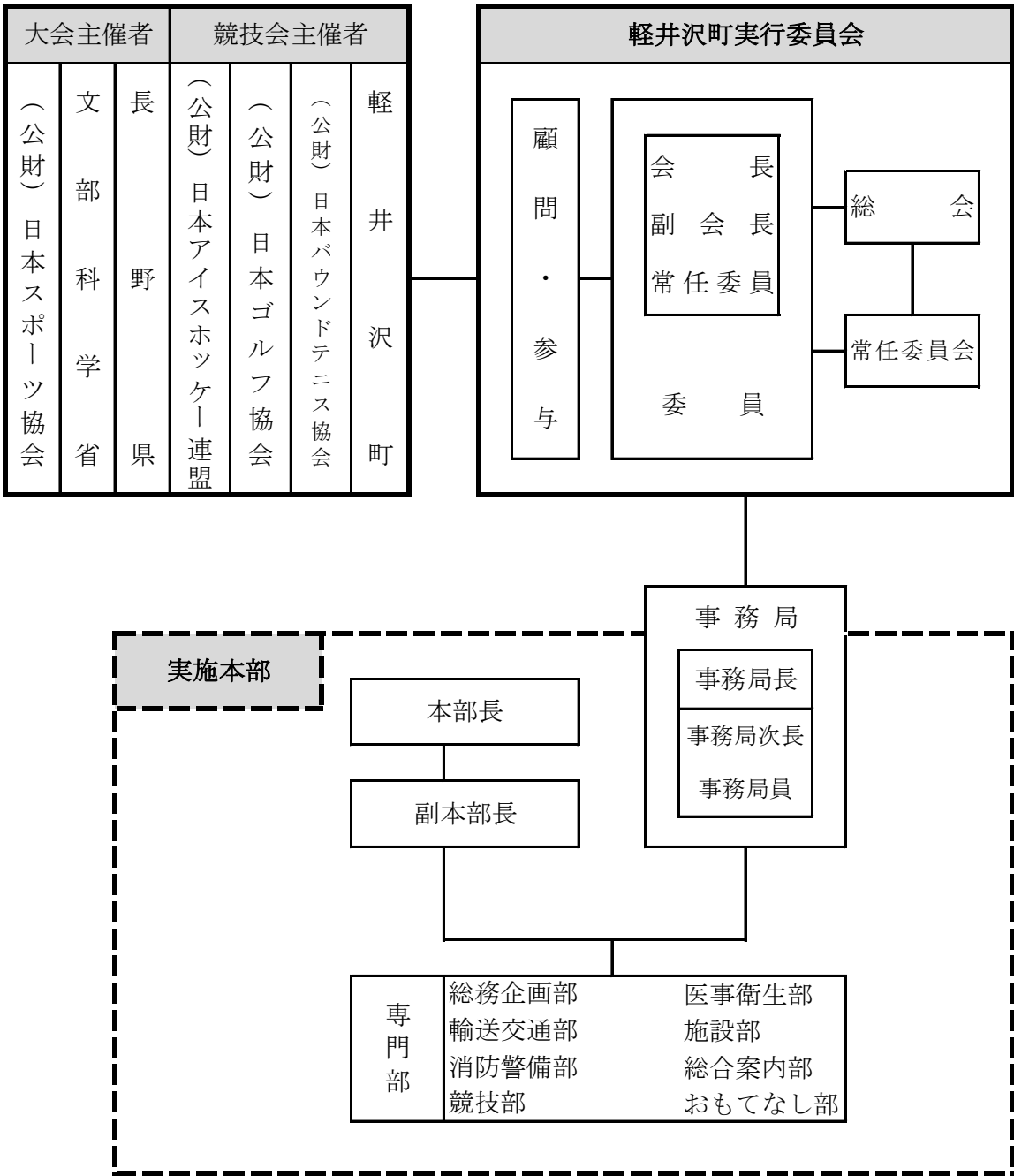
第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和8年6月30日から施行する。

- 2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和9年3月31日までとする。

第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会組織図（案）



第3号議案

第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会名簿（案）

役 職 名	所 属	氏 名
会 長	軽井沢町長	土屋三千夫

1名

役 職 名	所 属	氏 名
副 会 長	軽井沢町議会議長	川島さゆり
〃	軽井沢町副町長	上原 章生
〃	軽井沢町副町長	小林 信嗣
〃	軽井沢町教育長	宮本 隆
〃	軽井沢町スポーツ協会長	五十嵐政勝

5名

役 職 名	所 属	氏 名
顧 問	長野県議会議員	大井 岳夫
〃	長野県議会議員	小山 仁志
〃	長野県議会議員	花岡 賢一
〃	長野県議会議員	藤岡 義英
〃	佐久地域振興局長	滝沢 裕之
〃	佐久保健福祉事務所長	清水 裕美
〃	佐久建設事務所長	井出 圭一

7名

役 職 名	所 属	氏 名
参 与	軽井沢警察署長	塚田 高德
〃	軽井沢町議会議員	金山のぞみ
〃	軽井沢町議会議員	小林 天馬
〃	軽井沢町議会議員	小山 裕嗣
〃	軽井沢町議会議員	眞島 聡子
〃	軽井沢町議会議員	福本 修
〃	軽井沢町議会議員	中澤 睦夫
〃	軽井沢町議会議員	寺田和佳子
〃	軽井沢町議会議員	利根川泰三
〃	軽井沢町議会議員	遠山 隆雄
〃	軽井沢町議会議員	土屋 好生
〃	軽井沢町議会議員	佐藤 敏明

〃	軽井沢町社会福祉協議会長	矢内 英男
〃	小諸北佐久医師会長	坂口宇多彦

14名

役 職 名	所 属	氏 名
常 任 委 員	軽井沢町議会副議長	佐藤 幹夫
〃	軽井沢町議会総務常任委員長	横須賀桃子
〃	軽井沢町議会社会常任委員長	押金 洋仁
〃	長野県アイスホッケー連盟会長	中村 慎
〃	長野県ゴルフ協会会長	小坂壮太郎
〃	長野県バウンドテニス協会会長	島 幸知
〃	軽井沢 7 2 ゴルフ支配人	田代 啓太
〃	軽井沢町スポーツ推進委員会会長	佐藤 一郎
〃	軽井沢町スポーツ協会アイスホッケー競技団体長	堀川 恵誉
〃	軽井沢町スポーツ協会ゴルフ競技団体長	佐藤 誠
〃	軽井沢警察署交通課長	清水 健文
〃	軽井沢警察署地域課長	中島 新二
〃	軽井沢警察署警備課長	秋山 要一
〃	軽井沢交通安全協会会長	岩井袈裟次
〃	軽井沢町交通指導員会長	土屋 一記
〃	軽井沢町区長会長	土屋 隆
〃	軽井沢町日赤奉仕団委員長	小宮山彩子
〃	軽井沢町食生活改善推進協議会長	金山 則子
〃	軽井沢観光協会会長代行	尾沼 好博
〃	軽井沢町商工会会長	中里 順一
〃	軽井沢ホテル旅館組合長	佐藤 守
〃	軽井沢町消防団長	田村 高広
〃	軽井沢消防署長	茂木 淳
〃	軽井沢町総務課長	寺島 乾士
〃	軽井沢町総合政策課長	児玉 香織
〃	軽井沢町情報推進課長	土屋 淳
〃	軽井沢町税務課長	浅賀 信雄
〃	軽井沢町保健福祉課長	上原 勉孝
〃	軽井沢町住民課長	上原 美佳
〃	軽井沢町環境課長	佐藤 公貴
〃	軽井沢町地域整備課長	内堀 和也

〃	軽井沢町上下水道課長	外川 善行
〃	軽井沢町新庁舎周辺整備課長	土赤 淳
〃	軽井沢病院長	中村 二郎
〃	軽井沢病院事務長	小出 高広
〃	軽井沢町議会事務局長	藤田 佳則
〃	軽井沢町こども教育課長	柳澤さおり
〃	軽井沢町生涯学習課長	市村 和則
〃	軽井沢大賀ホール事務局長	菊池 一成
〃	軽井沢町社会福祉協議会事務局長	篠原 幸雄
〃	軽井沢町振興公社局長	青木 誠

41名

役 職 名	所 属	氏 名
委 員	スポーツコミュニティー軽井沢クラブ理事長	尾沼 好博
〃	軽井沢中学校長	山崎 伸一
〃	長野県軽井沢高等学校長	倉坪 知之
〃	軽井沢町教育委員	大藤 敏行
〃	中部電力パワーグリッド(株)佐久営業所長	小山 如信
〃	東日本旅客鉄道(株)軽井沢駅長	中野 智夫
〃	しなの鉄道(株)軽井沢駅長	柴田 公成
〃	軽井沢タクシー協会会長	松葉 和彦
〃	長野県バス協会（東信エリア代表）	白鳥 明
〃	長野県アイスホッケー連盟理事長	池田 秀昭
〃	長野県アイスホッケー連盟副会長	上原 健治
〃	長野県ゴルフ協会事務局長	井上 英
〃	長野県バウンドテニス協会副理事長	渡邊 正博
〃	軽井沢 7 2 ゴルフ	山浦 雅文
〃	軽井沢町スポーツ協会副会長	石原 真理
〃	軽井沢町スポーツ協会副会長	中島 吉昭
〃	軽井沢町スポーツ推進委員副会長	清水淳一郎
〃	軽井沢町スポーツ推進委員副会長	行田 正子

18名

役 職 名	所 属	氏 名
監 事	軽井沢町代表監査委員	依田 功
〃	軽井沢町会計管理者	星野 和弘

2名 計88名

事 務 局

役 職 名	所 属	氏 名
事務局長	軽井沢町観光経済課長	岩井 和成
事務局次長	軽井沢町観光経済課スポーツ推進係長	関 勝之
事務局員	軽井沢町観光経済課スポーツ推進係	石原美智典
事務局員	軽井沢町観光経済課スポーツ推進係	神津 和紀
事務局員	軽井沢町観光経済課スポーツ推進係	宮下 良偉

第 8 2 回国民スポーツ大会
軽井沢町実行委員会役員・委員等の委嘱について

第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会会則第 4 条、第 5 条及び第 8 条の規定により役員、委員、顧問及び参与を軽井沢町実行委員会名簿のとおり委嘱するものとする。

第 1 回総会

第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会 第 1 回総会 次第

日時：令和 8 年 6 月 3 0 日（火）設立総会後
場所：軽井沢町中央公民館大講堂

1 開 会

2 議 事

- | | | |
|---------|--|-----|
| 第 1 号議案 | 第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町開催基本方針（案）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 3 |
| 第 2 号議案 | 第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会
令和 8 年度事業計画（案）について・・・・・・・・ | 2 4 |
| 第 3 号議案 | 第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会
令和 8 年度収支予算（案）について・・・・・・・・ | 2 5 |

3 報告事項

- （1）第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会事務局規程について・・ 2 6

4 そ の 他

5 閉 会

第1号議案

第82回国民スポーツ大会軽井沢町開催基本方針(案)

1 基本方針

第82回国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、本町のスポーツの普及・振興と町政発展につなげる大会として開催します。

また、開催にあたっては、長野県の基本方針に掲げる「する」「みる」「ささえる」といった大会への町民参加を通じて、町民の健康増進や生きがいに寄与し、各競技会の成功並びに本町の第6次長期振興計画にある「生涯にわたって学びとスポーツに親しみ心豊かに暮らせるまち」を推進します。

更には、本大会を契機に過去に開催されたオリンピック2大会をはじめ、国際会議の開催等を有した町としての魅力を発信し、本町が目指す将来都市像である「豊かな自然と共存する 人と自然と文化で築く環境先進都市 軽井沢」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる環境をつくる大会

大会を通じて、多様化したニーズに応えるとともに、町民のスポーツへの関心を高め、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、「する」「みる」「ささえる」といった日常的な形で、心身の健康づくりのため生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる環境をつくる大会を目指します。

(2) 年間を通した総合的なスポーツリゾートのまちへとつなげる大会

50年ぶりの秋季大会の開催を機会に本町の恵まれた環境を活かしたスポーツ振興と本町ならではの競技スポーツを身近で触れることで、その魅力を再発見できる大会とし、年間を通した総合的なスポーツリゾートのまちを促進する大会を目指します。

(3) 軽井沢町の魅力を発信する大会

本町に訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、豊かな自然や観光、歴史、文化など魅力ある資源を発信して、再び訪れたいという気持ちを喚起しスポーツを通じ、にぎわい創出へ向けた交流の拡大につながる大会を目指します。

第 2 号議案

第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会 令和 8 年度事業計画（案）

第 8 2 回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会の令和 8 年度事業計画は、次のとおりとする。

1 会議の開催

（1）総会

・設立総会・第 1 回総会（令和 8 年 6 月 3 0 日）

（2）常任委員会

2 開催準備事務の推進

（1）広報・啓発活動等の推進

（2）各種調査への対応

（3）その他競技会の開催準備に必要な業務の推進

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

（1）長野県実行委員会との連絡調整

（2）軽井沢町開催競技に係る各競技団体等との連絡調整

4 先催地の開催準備・運営に係る調査・研究

（1）第 8 0 回国民スポーツ大会（青のきらめきあおもり国スポ）

ゴルフ競技会・バウンドテニス競技会視察

（2）第 8 1 回国民スポーツ大会冬季大会（かなよこ冬の国スポ 2 0 2 7）

アイスホッケー競技会視察

第3号議案

第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会 令和8年度収支予算（案）

【収入の部】

（単位：千円）

科 目	予算額	説 明
委託料	1,200	軽井沢町委託金
雑収入	0	預金利息等
合 計	1,200	

【支出の部】

科 目	予算額	説 明
総務費	50	
事務局費	50	事務用消耗品費
開催推進費	1,150	
調査費	800	先催地調査視察費
広報啓発費	350	広報啓発活動費
合 計	1,200	

※支出科目の予算額に過不足が生じた場合は、科目間において経費の流用ができるものとする。

報告事項

第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会会則（令和8年6月30日制定。以下「会則」という。）第13条第2項の規定に基づき、第82回国民スポーツ大会軽井沢町実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、軽井沢町観光経済課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は別表第1のとおりとする。

(事務局の組織)

第4条 事務局に次に掲げる職を置き、当該各号に定める職員をもって充てる。

(1) 事務局長 観光経済課長

(2) 事務局次長 スポーツ推進係長

2 前項各号に定める者のほか、実行委員会の会長（以下「会長」という。）は、特に必要があると認めるときは、軽井沢町職員を事務局の職員に委嘱し、又は臨時に職員を雇用することができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を総括し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(専決)

第6条 会則第12条第1項の規定により会長が専決処分する事項を除くほか、事務局長の専決事項は、軽井沢町事務処理規則（昭和54年4月23日規則第4号）を準用する。この場合課長等の区分は事務局長の専決事項とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第7条 会長の権限に属する事務について、会長が不在のとき、緊急やむを得ないとき又はあらかじめ処理方針が示されているときは、事務局長が代決することができる。

2 事務局長は、前項の規定により代決したときは、あらかじめ処理方針が示されているものを除き、速やかに、会長に報告しなければならない。

(文書)

第8条 文書には、「軽国実第 号」の記号及び番号を付するものとする。ただし、軽易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

(公印)

第9条 事務局で使用する公印の名称、番号、寸法及び用途は、別表第2のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理及び保管する。

(旅費)

第10条 事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、軽井沢町職員の旅費に関する条例（昭和32年輕井沢町条例第40号）を準用する。

(準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、事務処理上必要な事項は、軽井沢町の事務処理に関する諸規定の例による。

(補則)

第12条 この規程及び別に定めのあるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

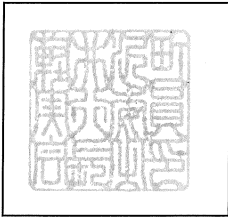
附 則

この規程は、令和8年6月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

- 1 第82回国民スポーツ大会（以下「競技会」という。）の開催に係る総合的な調整等に関すること。
- 2 実行委員会並びに常任委員会に関すること。
- 3 競技会の総合企画及び広報に関すること。
- 4 競技会の競技施設の整備・設営に関すること。
- 5 競技会の関係者の宿泊及び衛生に関すること。
- 6 競技会の交通輸送に関すること。
- 7 競技会の会場の警備及び消防に関すること。
- 8 各競技団体、他会場地及びその他関係機関との連絡調整に関すること。
- 9 競技会の会場及び競技日程の管理並びに調整に関すること。
- 10 競技会の競技運営に関すること。
- 11 競技会の式典基本計画、運営及び記録に関すること。

別表第2（第9条関係）

名	称	寸 法	用 途
軽井沢町実行委員会長之印		方22ミリ	会長名をもって処理する 文書用